

旅館業営業許可書

住所 広島市佐伯区五日市中央七丁目25-22-12

氏名 株式会社ライフデザインアルク

代表取締役 古川 龍太郎

平成29年12月6日付けで申請のあった旅館業の営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成30年2月16日

廿日市市長 眞野 勝 弘



1 営業施設の名称

ヒロシマファンの宿

2 営業施設の所在地

廿日市市宮島口二丁目1-25

3 営業の種別

簡易宿所営業

4 許可の条件

客室の延べ床面積は33㎡以上とすること。(宿泊者数が10人未満となった場合、客室の延べ床面積は、3.3㎡に宿泊者数を乗じて得られた面積以上とすること。)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(廿日市市長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する廿日市市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に廿日市市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において廿日市市を代表するものは、廿日市市長となります。)